上越市ガス水道局「週休２日適用工事（交替制)」（令和８年 11 月）実施要領

１ 目的

休日に作業が必要な工事において、技術者及び技能労働者が適切に休日を確保できるよう各企業の施工体制等の実情を踏まえ、本要領により週休２日適用工事（交替制）として実施することで、建設現場における週休２日の更なる推進及び質の向上を図ることを目的とする。

２ 対象工事

原則、当初設計額が 200 万円を超える土木工事（本支管工事、一般土木工事、下水道工事、機械・電気通信設備工事)、港湾工事及び土木工事の積算基準を用いて積算した公共土木施設維持管理業務委託も対象とする。

上記のうち、社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事※について、週休２日適用工事（交替制）で発注し、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保の取組を推進するものとする。

※ 24 時間体制で作業が必要となる工事や、緊急性が高い維持工事、災害復旧工事、現場条件・供用までの制約があり現場閉所が困難な工事等

また、「週休２日適用工事（交替制）特記仕様書」が添付されていなくても、受発注者協議により対象とすることができる。

ただし、以下に該当する工事は対象外とする。

① 緊急性を要する場合等、週休２日の確保が妥当でないと判断される工事。

② 現場施工期間が休工日を含めて７日間未満の工事。

３ 用語の定義

（１）週休２日交替制

① 完全週休２日交替制とは、対象期間の全ての週において、技術者及び技能労働者が交替しながら１週間に２日間以上の休日を確保する取組をいう。

② 月単位の週休２日交替制とは、対象期間の全ての月において、技術者及び技能労働者が交替しながら４週８休以上の休日を確保する取組をいう。

③ 通期の週休２日交替制とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら４週８休以上の休日を確保する取組をいう。

（２）対象期間

現場着手日から現場完了日までの期間をいう。

なお、受注者の責によらず交替制による週休２日の実施が困難な期間は含まない。

4 週休２日の達成判断

① 完全週休２日交替制とは、対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下、「休日率」という。）が、28.5%（２日／７日）以上の水準の状態をいう。

② 月単位の週休２日交替制とは、対象期間内の全ての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（８日/28 日）以上の水準の状態をいう。

③ 通期の週休２日交替制とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（８日/28 日）以上の水準の状態をいう。

④ なお、降雨、猛暑、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

5 発注方式

週休２日適用工事（交替制）は発注者指定型を基本とする。また、「週休２日適用工事（交替制）特記仕様書」が添付されていない場合は受注者希望型とし、週休２日の取組内容について、現場着手前に受発注者協議する（通期の週休２日交替制は必須）。

6 積算方法等

（１）補正係数

・ 土木工事（本支管工事、一般土木工事、下水道工事、機械・電気通信設備工事）及び公共土木施設維持管理業務委託

週休２日の達成状況に応じた費用補正は行わない。

（２）工事成績評定

提出された工程表が技術者及び技能労働者の通期の週休２日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、土木部請負工事成績評定実施要領の考査項目「７．法令順守等」において、点数を減ずる措置を行うものとする。

なお、完全週休２日交代制を達成した場合は、創意工夫における【その他】において評価するものとする

7 条件明示

① 発注者指定型は「週休２日適用工事(交替制)特記仕様書」を添付する。受注者希望型の場合は、設計変更時に週休２日の取組について、設計書に条件明示する。

② 受注者の責によらず交替制による週休２日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して交替制による週休２日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、交替制による週休２日の対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

③ やむを得ず交替制による週休２日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とする。

８ 適正な工期設定

工期設定にあたっては、「積算基準〔１ 一般土木 県版〕第３章 工事日数」等によるものとする。

９ 技術者及び技能労働者の休日の確認方法等

発注者は、書類の作成負担等を考慮し、休日率を確認できる既存資料等（休日実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）について受注者に提示を求め、休日率の状況を確認するものとする。

発注者による休日率の確認は月１回程度を目安とし、週休２日交替制の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

また、受注者の就業規則等において、４週８休以上の休日が規定されている場合は、当該内容を確認できる就業規則の提示をもって、週休２日の取組状況を確認する資料として取り扱うことができる。

ただし、工事成績評定における評価を行う場合は、休日率の確認を必須とする。

10 元請下請の取引の適正化について

受注者は、週休２日を促進する今般の取組にあたり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じることがないよう努めること。

11 その他

上記の取扱いについて、地域の実情等により、対応が困難な場合等については、これらによらないことができる。